

## 文部科学大臣が行う国立大学法人等の第3期中期目標・中期計画の素案の修正等について (案)

1. 国立大学法人等の中期目標の策定に当たっては、独立行政法人のように主務大臣が一方的に策定し独立行政法人に対して指示するのではなく、あらかじめ国立大学法人の意見(原案)を聴き、これに配慮することとなっている(国立大学法人法第30条第3項)。また、国は、国立大学法人法の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の特性に常に配慮しなければならないこととなっている(同法第3条)。この点については、国立大学法人法の国会審議における附帯決議においても「中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限り」と(平成15年7月8日参議院文教科学委員会)などとされている。
2. このような制度等を踏まえ、第3期における中期目標及び中期計画の素案については、第2期と同様に大学等の意向を尊重し、文部科学大臣としては、以下について修正等を求めることとする。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 国立大学法人法等の法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任をもって大学にその実施を求めることができない記述の修正</li><li>(2) 財政上の観点から修正の必要がある記述に関する修正・追加</li><li>(3) 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて(通知)」に示した内容にかんがみ修正等の必要があるもの</li><li>(4) 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる記述の修正</li></ol> |
|---|

なお、中期目標・中期計画の内容が国立大学法人等の機能を明確化し、その目指すべき方向性が明らかになっているか、また、事後的に検証可能な具体的なものとなっているかを確認し、必要に応じ、国立大学法人等に中期目標・中期計画の内容について検討を求めることとする。

## 文部科学大臣が行う国立大学法人等の中期目標・中期計画の素案の修正等について (案)

1. 国立大学法人等の中期目標の策定に当たっては、独立行政法人のように主務大臣が一方的に策定し独立行政法人に対して指示するのではなく、あらかじめ国立大学法人の意見(原案)を聴き、これに配慮することとなっている(国立大学法人法第30条第3項)。

また、国は、国立大学法人法の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の特性に常に配慮しなければならないこととなっている(同法第3条)。

この点については、国立大学法人法の国会審議における附帯決議においても「中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること」(平成15年7月8日参議院文教科学委員会)などとされている。

2. このような制度等を踏まえ、第1期における中期目標及び中期計画の素案については、大学等の意向を尊重し、文部科学大臣としては、以下について修正等を求めた。

(1) 国立大学法人法等の法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任をもって大学にその実施を求めることができない記述の修正

(2) 財政上の観点から修正の必要がある記述に関する修正・追加

① 多大な財政支出が見込まれ財源確保の目途が立っていない記述の修正

② 附置研究所等であって全国の研究者の共同利用を目的としており、共同利用に必要な経費を運営費交付金において措置しているものについては、共同利用を目的としていることが明確になるような記述の追加

③ 施設整備におけるPFIの推進の観点から、民間資金の円滑な受入を測るために文部科学大臣が認可する中期計画にPFI事業を実施する旨の記述を追加

(3) 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる記述の修正

※ 大学共同利用機関法人についても同内容 [(2)の②を除く]。

3. 第1期における中期目標・中期計画の修正の考え方については、第2期においても基本的に変わるところはないと考えられるが、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」（平成21年6月5日文部科学大臣より各国立大学法人学長及び各大学共同利用機関法人機構長あて通知）において示した内容の中期目標・中期計画の素案への反映状況等について確認し、真にやむを得ない場合には、素案の修正等を行う必要があることから、第2期における中期目標及び中期計画の素案については、別紙の基本的な考え方に基づいて修正等を求めることとする。

国立大学法人等の第2期における中期目標及び中期計画の素案の修正等の考え方  
(案)

1. 国立大学法人等の第2期（平成22年度～27年度）における中期目標及び中期計画の素案については、以下について修正等を求めることとする。

(1) 国立大学法人法等の法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任をもって大学等にその実施を求めることができないもの

(2) 財政上の観点から修正等の必要があるもの

(3) 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」に示した見直し内容に鑑み、修正等の必要があるもの

(4) 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められるもの

2. なお、平成16年度から平成19年度までの業務実績に関する評価において改善事項の指摘等があった場合には、当該改善事項等の中期目標及び中期計画における取り扱いについて確認し、必要に応じ、各国立大学法人等に中期目標及び中期計画の内容について検討を求めることとする。

また、中期目標及び中期計画の内容が具体的なものとなっているかを確認し、必要に応じ、各国立大学法人等に中期目標及び中期計画の内容について検討を求めることとする。